

令和 8 年 10 月 1 日

各 位

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正、及び貸付自粛申告手続の一部変更について

このたび、「貸付自粛対応に関する規則」を一部改正いたしました。また、規則改正に伴い、令和 8 年 10 月 26 日(月)より、貸付自粛申告手続を一部変更いたします。

詳細につきましては、下記をご確認ください。

1. 「貸付自粛対応に関する規則」の一部改正

(1) 施 行 日

令和 8 年 10 月 1 日(木)

(2) 改正理由

貸付自粛制度の適正な運用を確保するため、本人確認方法の見直し等を行うもの。

(3) 改正後の規則及び新旧対照表

下記ページに掲載しております。

【定款・諸規則等】業務規程・協会運営規則（「貸付自粛対応に関する規則」欄）

<https://www.j-fsa.or.jp/association/regulation/business.php>

2. 貸付自粛申告手続の一部変更

(1) 運用変更日

令和 8 年 10 月 26 日(月)

(2) 主な変更内容

- ・ 来協申告とW e b 申告の本人確認を、e K Y C（IC チップ読み取り）に変更します。
- ・ 来協申告とW e b 申告は、自粛対象者本人による申告に限定します。
- ・ 郵送申告では、自粛対象者本人による申告に加え、法定代理人等による申告も受け付けます。

(3) 新たな貸付自粛申告手続（概要）

申告方式	受付できる申告	申告者の本人確認方法	本人確認書類
来協申告 (支部窓口での申告)	・自粛対象者本人による申告	ICチップ付き本人確認書類の提示を受け、ICカードリーダーでICチップ情報を読み取る(窓口担当者が照合)	<u>下記の中から1点</u> ・マイナンバーカード ・運転免許証 ・在留カード ・特別永住者証明書 なお、ICチップ情報の読み取りには <u>暗証番号の入力が必要</u> となります。
Web申告		ICチップ付き本人確認書類(氏名・住居・生年月日・写真が記録されたもの)のICチップ情報と、申告者の容貌画像を送信	
郵送申告	・自粛対象者本人による申告 ・法定代理人等による申告	偽造防止措置が講じられた本人確認書類の原本の送付を受け、本人確認書類記載の住居に宛てて、本人限定受取郵便(転送不要扱い)を送達	<u>下記の中から1点(原本)</u> ・住民票の写し ・戸籍の附票の写し ・印鑑登録証明書 (注)法定代理人等による申告の場合は、上記に加えて追加の書類が必要です。

(4) 貸付自粛申告手続の休止

システム改修のため、令和8年10月23日(金)13時00分～10月26日(月)9時29分まで、貸付自粛申告手続(Web／郵送／来協すべて)を休止いたします。

※令和8年9月17日付通知文書でお知らせ済みです。

<https://www.j-fsa.or.jp/doc/topics/personal/260917.pdf>

<関連ページ> 貸付自粛制度

<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>

【お問い合わせ先】貸金業相談・紛争解決センター 電話 03-5739-3861（平日9～17時）